

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第21回会議（平成23年12月14日開催）議事要旨

第1 議題

最終的な取りまとめに向けた議論

第2 概要

1 事務局説明等

- (1) 事務局から、法制審議会特別部会の動向について説明した。
- (2) A委員から、英国のP E A C Eモデルに見る情報収集アプローチに関する発表があった。

2 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

最終的な取りまとめに向けた座長試案について議論が行われた。概要は以下のとおり（座長試案については、検討段階のものであることから非公表とされた。）。

(1) 将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）について

結論を一本化するのは困難である。両論併記の方が落ち着きが良いのではないか。

完全な意見の一致は困難であることは承知しているが、ある程度の方向性を示さなければ研究会として議論してきたことの意味が乏しくなり、物事が前に進まない。

意見の一致が見えないのであれば、その部分については両論併記であってもやむを得ない。

試案の内容では、えん罪に対する研究会としての切実さが国民に伝わらない。

警察は第一次捜査機関であるからこそ可視化すべきであり、初期供述を記録しておくことが重要である。そもそも日本の治安が良いのは、日本人の国民性のおかげとも言える。また、取調べの可視化と捜査手法をリンクさせて議論する必要はない。可視化の方向を打ち出すなら、「全過程」の録音・録画が基本と明示すべきである。「変える」というビジョンを示すべき。

えん罪事件が多発したという事実や取調べの可視化について民主党がマニフェストに挙げていること等、この研究会が設置された経緯について言及すべきである。また、真相解明は適正手続を全うしつつなされるべきであることから、えん罪の防止を可視化の第一の目的とすべきである。治安が良好で「体力」がある今なら改革ができる。

治安は次第に悪くなってきている。高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくりの増加等により、体感治安は悪化している。

治安の良さは相対評価であり、警察が迅速に様々な対策を講じてきたからこそ何とか維持できている。「体力があるから改革すべき」との言い方は、極めて疑問である。

認知件数だけが治安の指標ではなく、検挙も重要であるが、検挙率は上がっていない。そもそも、治安は不断の努力で支えているものであり、「体力がある」とは言えない。

検察・警察への国民の信頼が揺らいでいる中で可視化が求められていることを冒頭に記述すべきであり、捜査に対して透明性を求めるのが社会の趨勢である。

試案の方向性に違和感はない。確かに無罪事件等については反省し、改善していくことが必要であるが、完璧主義を求めて極端に走っても何も生まれない。また、えん罪の原因を取調べのみに帰するのは正しくない。

(2) 取調べの可視化について

全面可視化は時代の流れであり、避け難い。

「試行」を論ずる部分と「制度」を論ずる部分を整理すべきである。これまでの議論から、「制度」としての方向性についての意見の一致は困難ではないか。また、録音・録画記録に対する証拠能力の在り方等、刑訴法を改正する必要がある事項については、本研究会でどこまで踏み込むべきか議論があろう。

部分的な可視化ではなく、（任意捜査の段階から）全過程について録音・録画をすべきである。合意が得られないのであれば表決をとり、賛否の数について記述すべきである。

現場の警察官が全過程の録音・録画に反対しているが、何かを変えようと

しているときに抵抗があるのは当然であり、現場は必要な制度に順応するよう努力すべきである。

取調べの録音・録画を嫌がるのは、最初の意識の問題としては理解できるが、人は次第に慣れていくものであり、取調べが検証可能になることで進歩がある。捜査側のメリットも大きい。

約9割の警察官が反対しているという事実は重く受け止めるべきであり、どんな制度もソフトランディングが必要である。

取調べは考える以上に泥臭いものであり、科学で完全に補えるものではない。

現在までの段階では、適正化規則などでは適正化は果たされていない。

知的障害を有する被疑者の「全過程」の録音・録画は明記すべき。

録音・録画を欠いた場合に証拠能力を否定する「推定効」を設けないと制度として機能しない。

録音・録画の制度化は、現場の抵抗がある中で焦って行うべきではない。本当にメリットがあるなら、まずは試行を積み重ねることで、現場の保守的な考えも変わっていくだろう。今の段階で、全過程を録音・録画すべきとまでは言えない。

(3) 取調べの高度化について

試案の内容では全体的に分量が少なく、抽象的である。心理学を踏まえた具体的な取調べ方法等、取調べの高度化や科学化についてもっと言及すべきである。

取調べを全部リアルタイムで把握するようにすればよい。

供述調書は、問答式を原則とすることを記述すべきである。

(4) 捜査手法の高度化について

捜査手法の高度化については、まとめ方をよく考えるべきであり、個別の捜査手法について賛成か反対かとの議論はしたが、導入時期までは議論をしていない。また、オウム事件等の特殊な事件を鑑みると、司法取引についてはもっと積極的に導入すべき手法の一つとして記述すべきである。他方で、被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化については、被疑者の黙秘権や弁護権を侵害するおそれがあるので、慎重に検討する旨の記述をすべきである。

捜査手法を可視化の拡大に「併せて」導入すべきものとそうでないものに区分けすることは、反対である。また、これまでの議論から、通信傍受、仮装身分捜査、量刑減免については、積極的に導入することについて意見の一致はなかったのではないか。他方で、（自己負罪型）司法取引や刑事免責については、条件整備のうえで、もっと積極的に導入を図るべきものとして位置付けることができるのではないか。

一部の捜査手法については、むしろ、可視化に先行して導入すべきである。可視化のマイナス面を補えるような捜査手法を整備してから可視化すべきである。

DNAについては公正な採取・保管・アクセスについて記述すべき。

「黙秘に対する推定」に関しては、黙秘権の告知の在り方を見直してもよいのではないか。例えば「今言わなければ裁判官が不利な推定をするかもしれない」などと告知することについては、国民的な常識から考えても妥当ではないか。

えん罪や誤認逮捕の防止のためにも、捜査手法を積極的かつ早急に導入すべきである。

強力な捜査手法は、誤用されればえん罪を生む。その防止や取調べ技術の向上のためには、事件を選ばずに全過程の可視化が必要である。

各委員の御意見を踏まえて、試案の修正を検討する。

第3 次回会議について

今回は1月20日（金）に行う。

以上